

令和7年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務

2 事業趣旨

農家の高齢化が県内で最も深刻な東予地域における安定した経営体制の維持等を図るため、東予地域で盛んな二次産業の会社員をはじめとする地域住民を中心に農業ボランティア（有償）への参加を促進する仕組みを構築し、繁忙期等の農家の労働力確保と、地域農業の魅力発信に繋げる。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 事業対象

（1）農業ボランティア（農作業）の実施地域

西条市内、今治市内

（2）農業ボランティアの参加者

東予地域に所在する民間企業・団体の従業員をはじめ、地域住民をメインターゲットとする。ただし、県内の学生や域外からの参加希望者も対象とする。

5 委託業務

農業に特化した有償ボランティアのマッチングに係る（1）～（4）の業務。

（1）農業ボランティアマッチングシステムの運用

（2）農業ボランティア促進総合窓口の設置・運営

（3）農業ボランティア（農作業）研修動画の制作・公開

（4）農業ボランティアのPR及び参加促進に向けた取組

なお、実施に当たっては、愛媛県のほか、地元農業者、自治体及び関係団体等と密に連携し、対象地域における農業ボランティアの需要を引き出すとともに、愛媛県と協力して地元企業等への働きかけを行うなど、事業効果の向上に努めること。

【マッチングイメージ】

参加者のメインターゲット	民間企業・団体の従業員及び学生をはじめ地域内外に在住の方
想定する農作業	野菜・果樹等の収穫・選果、除草作業等
作業時間	2～8時間 ※各農家が設定
農家の経費負担（想定）	1,000～1,500円程度／2時間
参加者へのポイント付与	地域内外で使用可能なポイント付与 （例 LOVE SAIJO ポイント等）
ボランティア保険	保険代は農家負担とし、加入手続きは、農業ボランティア促進総合窓口（受託業者）が行う。

※ただし、実施に当たっては、受託者が提案した企画提案書をもとに愛媛県と協議のうえ決定する。

6 業務内容

(1) 農業ボランティアマッチングシステムの運用

「daywork」アプリを効率的に使用し、当該事業を実施すること。

① 運用期間

本格運用の期間を令和7年9月上旬～令和8年3月31日までとすること。

なお、本格運用前に、一定の試験運用期間を設けること。

② 実施内容

○マッチングシステムの構築

- ・「daywork」アプリを使用すること。
- ・「daywork」アプリの操作及びマッチングの流れが分かるマニュアルを作成すること。

○農業ボランティアのマッチング

- ・地元自治体や関係団体等へ働きかけを行い農家のニーズを把握しながら農業ボランティアマッチングシステムを広くPRするとともに、農家からの聞き取り等による参加希望者のマッチングを行うこと。
- ・マッチングの成功率を高めるため、農家の依頼内容を考慮し、調整を行うこと。
- ・作業内容や作業時間の調整を行い、ボランティアの要望に沿うものにする。

○ポイント付与

- ・農業ボランティアの参加者に対し、対象地域等で使用可能なポイントを付与する仕組みを構築すること。

※LOVESAIJOポイント（西条市）等の活用を想定。また、ICT（情報通信技術）を活用し、他のポイント制度と併用する提案も認める。

○実績の取りまとめ及び報告

- ・ボランティア依頼農家及び参加者の情報及びマッチング実績、ボランティア活動の状況等をデータ化し、定期的に愛媛県へ報告すること。
- ・その際、参加者の性別、世代別、勤務先の登録状況等を可視化し、愛媛県が行う本事業の効果測定を可能にすること。

③ システムの留意点

- ・スマートフォン、パソコン、タブレット等から24時間アクセス可能とすること。
- ・農家や参加希望者が容易に利用できる仕組みとすること。
- ・このほか、詳細は愛媛県と協議のうえ決定すること。

(2) 農業ボランティア促進総合窓口の設置・運営

対象地域の農業ボランティアに関して、農家や参加希望者（個人、団体）からの相談や問い合わせに対応するほか、マッチングシステムの利用をサポートするための窓口を開設し、マッチング成立に繋げる。

① 窓口設置期間等

- ・窓口設置の期間を令和7年9月上旬～令和8年3月31日までとすること。
- ・期間中の開設日は週3日以上、1日の開設時間は5時間以上とすること。

② 実施内容

○相談窓口の開設

- ・相談窓口の人員体制として、相談員（マッチングコーディネーター）を配置し、農家及び参加希望者からの問い合わせ等に適切に対応すること。
- ・相談者からメール、電話、対面などでの相談を受け付けられる体制を整備すること。

と。なお、より多くの相談に対応できるよう、受付体制等の見直しに随時取り組むこと。

- ・農家の募集手続き及び参加希望者の申し込みをサポートすること。
- ・相談対応については、必要に応じて愛媛県と協議のうえ進めること。

○ボランティア保険への加入

- ・参加者のボランティア保険への加入手続きを一括して行うこと。

○情報の管理及び報告

- ・相談者からの情報を管理し、窓口に寄せられた相談内容や対応の実績について、愛媛県に定期的に報告すること

(3) 農業ボランティア（農作業）研修動画の制作・公開

① 制作数及び種類

品目別に、4本程度制作する。品目は、農家の作業依頼のあるものとする。
なお、具体的な内容については、愛媛県と協議の上決定すること。

② 動画の内容

- ・農作業ボランティアの作業の流れや、注意点を紹介する内容で構成する。時間は1本あたり3分程度とすること。
- ・撮影は、事業実施地域内で行うこと。
- ・撮影対象者及び撮影場所は、愛媛県と協議し選定すること。
- ・視聴者にとってわかりやすい表現及び構成（言葉・展開・スピード）となるよう留意し、全体構成を作成した時点で愛媛県と協議すること。
- ・ナレーション収録及びテロップ作成等、動画作成の編集、演出に必要な業務一切を行うこと。ナレーション言語及び字幕文字は日本語対応とする。
- ・動画は、ホームページや動画投稿サイトで公開できる形態とすること。

③ プレビュー

編集が終わった段階でプレビューを行い、愛媛県の確認を受けた上で原版の完成とすること。また、原版完成前に修正の指示があった場合は、再度プレビューを行うこと。

④ 納品

プレビューで愛媛県の確認を受けた後、(4) ②のウェブサイトなど本事業への参加促進に効果的な方法で公開すること。また、原版のデータを納品すること。

(4) 農業ボランティアの PR 及び参加促進に向けた取組

① 本事業の認知度向上・利用促進を目的とした PR 用のチラシを作成すること。

仕様：A4両面印刷（カラー）

納品：印刷物としては 2,000 枚以上とし、この他、PDF ファイル（300KB 以内）及び JPEG ファイル（20KB 以内）を納品すること。

② 本事業 PR のため、ウェブサイトを作成、公開すること。（自社の HP 等の活用も可とする。）同サイトは、相談者からのよくある相談内容と回答のほか、マッチングの好事例等を紹介するなど、本事業の PR と理解を深めることができる構成とし、計画的にアップデートすること。このほか、マッチングの成功率を高めるための工夫を実施すること。

③ その他、本事業の PR につながるイベント等を3回程度実施するなど、マッチングの成功率を高めるための工夫を、愛媛県と協議しながら実施すること。

7 事業スケジュール

- ・令和7年9月上旬～ マッチングシステム運用開始

8 委託業務の対象経費

委託費として計上できる経費は、本事業の実施に必要な経費（以下「対象経費」という）に限り、本事業の目的・性質になじまない経費を計上することはできない。

また、契約後に契約金額を超える対象経費が発生した場合、超過分については受託者の負担とする。

対象経費は、以下のとおりとする。

- ・マッチングシステム運営費（既存システムの活用等に係る経費を含む）、管理費（本事業に係るもの）
- ・業務運営費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、備品リース費等）
- ・その他委託事業を実施するために必要な経費

9 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅延なく、受託者が提案した企画提案書をもとに具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成し、愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後は、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

10 再委託の禁止

本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。

11 成果の帰属及び著作権

- (1) 受託者が本業務で制作した成果物（自社システムを除く、チラシや動画、画像、データ等）の著作権及び使用権は、検査完了をもって、原則として、愛媛県に帰属する。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。

12 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) この他、受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。また、業務終了後も同様とする。

13 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日条例第35号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含

む。)を履行する上で、個人情報扱う場合は「個人情報を取り扱う委託事務に関する管理基準(令和7年6月1日施行)」を遵守しなければならない。なお、疑義がある場合は愛媛県と協議すること。

14 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理しその事業目的を達成するために効率的に運営をすること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には速やかに愛媛県に連絡すること。
- (3) 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とすること。
- (4) 取材・撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。ただし、撮影の場所や内容については、事前に愛媛県の承認を受けること。
- (5) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、愛媛県と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (6) 愛媛県が、取材・撮影等の制作過程において収録した写真・映像等の素材の使用を希望するときは、受託者はこれに協力すること。
- (7) 本業務に係る苦情、第三者からの異議申し立て、紛争の提起等については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議を重ねながら実施すること。
- (9) 本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、愛媛県と協議のうえ、愛媛県の指示に従うこと。